

外部指導者の育成・管理システムの導入 —学校教育へのスポーツ支援—

順天堂大学 合同チーム A

○菅本 知望、平山 なつみ、
広津 万里菜、松田 速人

I. 背景

今年度より「新学習指導要領」が施行された。今回の学習指導要領では、「武道・ダンスの必修化」が大きな問題となっている。保健体育科における改訂では、現在の子どもたちが抱えている様々な問題を解決するために作成された。しかし、今回の学習指導要領の改訂では指導力不足など新たな問題を引き起こしている。現在多くの教職員が武道・ダンスに対して指導力不足であると問題視され、各地域は教員が武道・ダンスの養成講習会に参加し知識・技能を身につける取り組みが行われている。そうした取り組みをした上でも指導力不足であることは変わらず、現場の教職員からは指導に対する不安の声が挙げられている。そこで解決策として注目されているのが、地域の専門的知識を持った人材に指導を委託する外部指導者（外部指導員、以下は外部指導者として表記）の活用である。しかし、外部指導者が指導のどこまでを担うのか、採用される基準は何なのかなど、外部指導者の活用のための制度が全国的に統一されていないというのが現状である。

本研究では、実際に外部指導者の活用を政策的に行っている国内都市や、海外での学校教育のプログラムをモデルとし、新学習指導要領で求められている指導を行うために、全国で実現できるような制度を体系化させ、今後に向けた運営可能なビジネスモデルを確立させることを目的とした。

II. 外部指導者

現在多くの学校が抱えている問題を解決すべく、専門的知識を持った地域の人材に外部指導者として指導依頼する地域が増えている。1997年保健体育審議会答申で部活動における外部指導者の活用が示され、続いて2000年策定の「スポーツ振興基本計画」においてもその充実が謳われたことにより全国の中学校や高等学校の部活動で外部指導者が活用されるようになった（*1 笹川スポーツ財団）。外部指導者の活用のデメリットとして東京都の教育委員会の調査では「学校のみで必要な数の人材を確保するのが困難」という声が挙がっていた。また、「学校近隣における専門的指導者の情報が少ないため、大学や競技連盟等に派遣依頼することが多く、東京都教育庁人材バンクを周知するなど、都内どの地域においても同様に実施できるような仕組みを整備する必要がある」「外部指導者の日程調整が難しい」、「外部指導者を導入する場合には、教員自身がティーム・ティーチングの効果を高めるための指導方法をより一層工夫し身に付ける必要がある」などの課題があげられる。宮

城県教育委員会の調査では、「指導謝金が不十分」「指導回数が少ない」「学校の指導方針と外部指導者の考え方が違う」などの問題が挙げられ、導入が困難な学校や地域もあるため外部指導者の活用は全国的に統一して実施できていない現状である。

第17回スポーツ少年団指導者全国研究大会に参加した指導者275人に対して、笹川スポーツ財団が行った外部指導者の実施に関する調査（平成23年6月）を行ったところ、外部指導者に関して「知っている」が215人（80.3%）、「聞いたことがある」が36人（13.4%）、「知らない」が17人（6.3%）であり、9割以上の人々が外部指導者について認知していた。しかし、外部指導者の経験に関して、「経験がある」と回答したものは78人（31.7%）、「経験がない」と回答したものは168人（68.3%）であり、認知しているが経験がない人が7割近くを占めていたという結果が出た。さらに活動場所に関しては「部活動」が57人（81.4%）、「体育授業」が13人（18.6%）であり、体育授業での活用が少ないことが分かる。地域によって取り組み方は様々で統一された仕組みがないがため、実際には外部指導者の活用を実施できていない学校、地域もある。

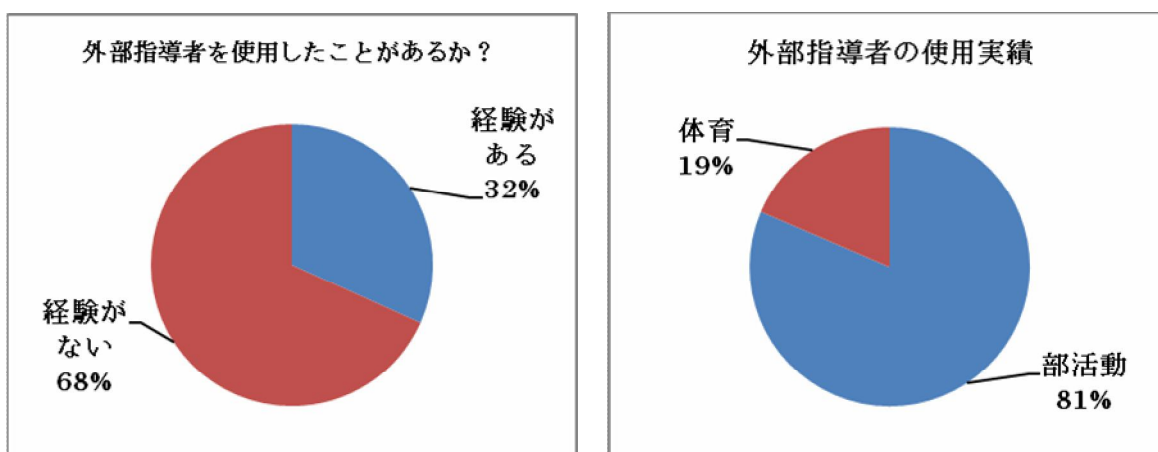


図1 外部指導者の現状出典：笹川スポーツ財団（2010）

Ⅲ. 事例

1. 日本での外部指導者活用の事例

東京都東京都では中学校保健体育科における武道・ダンスの必修化に対応し、新学習指導要領への移行を円滑に進めていくために、東京都教育委員会において平成22年に指導事例集を作成、各学校に配布するとともに、外部の専門的指導者を導入するモデル事業を実施し、武道およびダンスの授業の充実に向けて取り組んでいる。成果としては「専門家による生徒への基本指導の仕方や助言の仕方を、教員自身も学ぶことができ、段階的な指導計画による内容の豊富な指導を行うことができた」「専門家の模範的な技や演技を直接見ることで、生徒の興味や関心が高まるとともに、安全な指導により恐怖感が薄れることや、動きのイメージをつかんで積極的に動けるようになるなど、学習への意欲が高まった」などが挙げられた（*3 東京都教育庁）。

2. 海外の体育授業の事例

ニュージーランド（以後 NZ）では、教育省管理のもと、義務教育課程の教員について審査管理を行う部門を設けている。これにより教員の指導の水準を維持することができ、また教育省から独立した、教育機関の外部評価を行う専門機関を設けている。このような資格審査、登録、現場での評価を各部門で行うことにより、高い水準の教育を維持している。

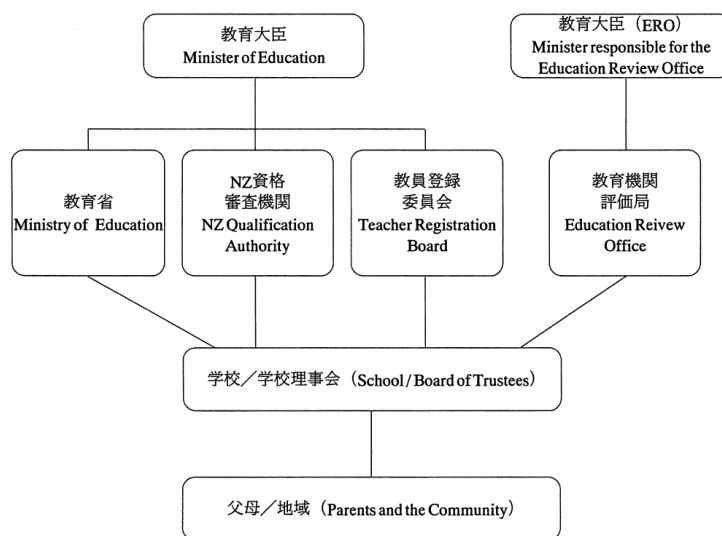


図2 教育行政制度（義務教育段階）

出典：体育研究所プロジェクト研究（2007）

表1 諸外国の教育体制

国名	義務教育年数	教育管理	教育に関する主な法令
アメリカ	6歳～16歳	各州の教育局が一括管理	National Standard(全国統一基準)
イギリス	5歳～16歳	国の教育局が一括管理	National Curriculum(ナショナル・カリキュラム)
フランス	6歳～16歳	国の教育局が一括管理	Chartedes Programmes(学習指導要領憲章)
ドイツ	6歳～15歳	各州教育庁が一括管理	なし
中国	6歳～16歳	国の教育局が一括管理	教育法
韓国	6歳～15歳	国の教育局が一括管理	教育基本法
シンガポール	6歳～16歳	国の教育局が一括管理	教育法

出典：国立教育政策研究会（2003）

IV. 提言

今回の政策提言では、外部指導者の資格者制度と、派遣管理など行う新たな組織設立を提案する。

1. 資格者制度

現在、義務過程の教育現場で教えるには、教員免許を取得した者でなければならない。そこで、外部指導者として採用されるためには2つの資格を持つことを条件とする。

- ・教員免許 ※但し、教育実習修了者も可とする
- ・各競技団体の指導者認定を受けた者

2. 指導者管理部門の設立

外部指導者を含む学校教育に係る指導者に対して、指導者登録、指導者審査、教育評価の3つの部門を新たに設立し運営する。組織の設立や組織間の連携については、NZ教育省の制度を基に設立を行う。

- ・指導者登録機関：指導者の免許、登録などを行う
- ・指導者審査機関：指導者の指導レベルなどの評価を行う
- ・教育評価機関：学校・指導者の双方の教育現場での活動の評価を行う

3. 導入時期

現在、教員免許の仕組みが改正されようとしている。現在の多くの教員が取得している教員免許には3つの種類が存在する。短期大学などの準学士で取得のできる「二種免許状」、4年生大学などの学士資格により取得のできる「一種免許状」、大学院修士課程修了で取得のできる「専修免許状」の3つである。この免許体制を改定し、修士課程修了時に取得のできる免許を新たに「一般免許状」とし、大学の4年間と修士課程の2年の計6年間を必要とする新体制を、平成24年8月28日に中央委教育審査会が文部科学省大臣に対して答申として提出した(*8 中央教育審査会)。この新制度導入に伴い、教員の指導水準の維持や、教育現場での混乱を回避するために、この提言を同時期に導入する。

V. まとめ

学習指導要領の改訂により、体育指導において教員に求められる内容が増した。それにより新たな対応を行うことが求められている。すべての部分を教員一人でもかなうのではなく、地域の専門的な知識を持った指導者を活用することで、教員側も不安を抱えることなく指導を行えると考える。また、教育現場に対する専門知識の活用が今後さらに求められる。そのような教育の変化に迅速かつ柔軟に対応出来るのが、外部指導者の活用である。

< 出典・引用文献 >

- *1 笹川スポーツ財団「運動部活動における「外部指導者制度の効果的活用に向けた手引き」の作成」森田啓之
- *2 笹川スポーツ財団「子どもの運動・スポーツ指導者の意識等に関する調査」2004
- *3 東京都教育庁「「武道・ダンス」授業の必修化に向けた取り組みについて」2011.4.28
- *4 国立教育政策研究所「体育のカリキュラムの改善に関する研究-諸外国の動向-」2003.3
- *5 体育研究所プロジェクト研究「ニュージーランドにおける学校保健教育」2007
- *6 文部科学省 HP より「各国における「教育基本法」に相当する法律について」
- *7 文部科学省 HP より「諸外国の義務教育制度の概要」
- *8 中央教育審査会「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について(答申)」2012.8.28